

県・市の事務調整状況について

平成 29 年 8 月 24 日
鳥取市 中核市推進局
鳥取県 地域振興課

1 法定手続き（第 8 回県・市協議会(6/1)以降の動き）

6 月 30 日 県議会で「中核市指定に係る申出の同意」議案が可決

7 月 3 日 県知事が鳥取市長に、鳥取市が総務大臣に中核市指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7 月 25 日 鳥取市長が総務大臣へ「中核市指定を求める申出」

(今後の予定)

11 月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
⇒ 「鳥取市」が中核市に指定。平成 30 年 4 月 1 日中核市移行。

2 事務調整状況及び今後の予定

(1) 事務引継（県の移行支援 P T と市の部会との調整）

・事業担当課間で事務引継書・マニュアル、予算関係資料等により引継ぎ、市における事務執行の準備を行っているところ。

今後も引き続き、市の事務マニュアル、計画や指針、要綱・要領等の作成、諸様式等の整備などを行う。

・また、県から市への簿冊・台帳、システム等のデータ移管等を行う。

・年度末の事務集中、年度をまたぐ許認可事務等の処理方法を整理、確認。諸規程（条例、委託規約、要綱・要領等）の整備を行うとともに、窓口変更等と合わせて住民・事業者への周知を行う。

(2) 職員研修（保健所移行実践検討チーム等）

・保健所移行実践検討チーム各ワーキンググループで、実践計画に基づき体系的に実務研修・訓練等を実施。

・年明けには、県職員（市への派遣職員）が市の決裁や事務の流れ、電算システム等を習熟する研修も計画。

(3) 予算編成・費用負担等

・市において、平成 29 年 9 月補正で、閣議決定後の啓発・広報に係る経費、県庁舎から市庁舎への備品等の移設経費等を要求予定。

・県の平成 29 年度当初予算要求及び平成 28 年度決算を参考に、市において平成 30 年度当初予算要求作業開始。

・県市で効果的効率的な事務執行を行うための権限移譲、事務の受委託にかかる経費について事務レベルで調整。委託規約や協定、要綱等の規程整備等を行うとともに、当初予算要求に合わせて負担額の精査を行う。

(4) 例規整備

・鳥取市が新たに整備する例規について、市民政策コメントを実施中。（8/7～8/31）
（保健所条例のほか基準・手続きを定める 40 条例）

・中核市移行に伴う条例整備・改正は、国の閣議決定・政令公布後、11 月、12 月の県・市議会への上程に向けて準備を進めている。

(5) 施設・設備・備品

- ・ 県市間で二重投資を避け、既存施設や資機材、備品等を有効活用し、無駄なく事務処理体制を整備するよう調整。
- ・ 鳥取市において、さざんか会館（主に福祉保健事務所の業務を実施）の改修工事を着工。年内完成の見込み。
- ・ 県東部庁舎（主に生活環境事務所の業務を実施）への市のLAN配線、電話設置等は平成30年2～3月実施予定。
- ・ 県から市への譲渡や貸付け等に係る手続き、県庁舎から市庁舎への移設（引っ越し）等に係る具体調整を実施中。
- ・ 市において、電算システムの入札・導入。今後、県からのデータ移管、運用テストを実施。

(6) 災害発生時の危機管理対応

- ・ 県で開催する各種訓練等への参加。
 - ・ 不測の事態を想定し、従前どおりの危機管理対応が行えるよう県市で体制を整備する。
 - ・ 東部圏域の医療救護体制、感染症等の健康危機管理対応、災害時の広域対応など各種計画・指針、マニュアルの改定・整備を行う。
- ※現在、県市において、平成30年度の組織体制を見据えて、各マニュアル等の作成、改正作業中。県市間での連携・調整が必要な箇所や東部4町を含めた連絡体制など、今後、4町も含めた調整を行っていく予定。

(7) 組織・人員体制

- ・ 平成30年度以降もこれまでと同様の住民サービスが提供できるよう、市の組織・人員体制の整備について、市の既存業務を考慮しながら検討。
- ・ 市の職員体制（県から市への職員派遣等を含む）については、職種や職責、年齢構成等を考慮し調整。特に少数専門職種については、今後の人材確保策もあわせて検討。
- ・ 各課の事務執行体制（配置人員、専門職員の配置等）については、個々の事務分掌なども考慮し調整。

(8) 住民サービス維持向上の取組

- ・ 県・市間で東部圏域の住民サービスの提供等を適切に行う仕組みとして「連携協約」を締結する方向で調整中。（11,12月の県・市議会への上程を予定）
- ・ 窓口変更や許認可名義の変更等の案内や住民・事業者等への周知広報を、県・市・4町で連携、協力して実施。

〔予定〕

保健所の名称：(仮称)鳥取市保健所（市民政策コメントで意見募集中）

文書(許認可等)名義

(現在)

(移行後)

鳥取保健所長

⇒ (仮称)鳥取市保健所長

鳥取県知事

鳥取県東部福祉保健事務所長

⇒ 鳥取市長

鳥取県東部生活環境事務所長

※東部4町の対象者・事業者等への文書には、市が県から事務受託し執行していること、許認可の効果等についての注釈を入れるよう調整中